

相続編



うーむ…

定年を迎えてテレビを見る時間は増えたが葬式のCMはびっくりだな…

葬式のCMはびっくりだな…

しかし私が先に死んだら家族はどうなるのだろうか？

由里子も朋美もこうだったことには疎いからな…



妻・由美子(5歳年下)



娘・朋美

安井忠彦



そうだ

在職中にお世話になった小澤事務所さんにいちど相談してみるか！

安井さん お久しぶりです！

相談内容を詳しくおうかがいしましょう！

Gawa 小澤事務所

税理士 小澤賢治

税理士 小澤哲二



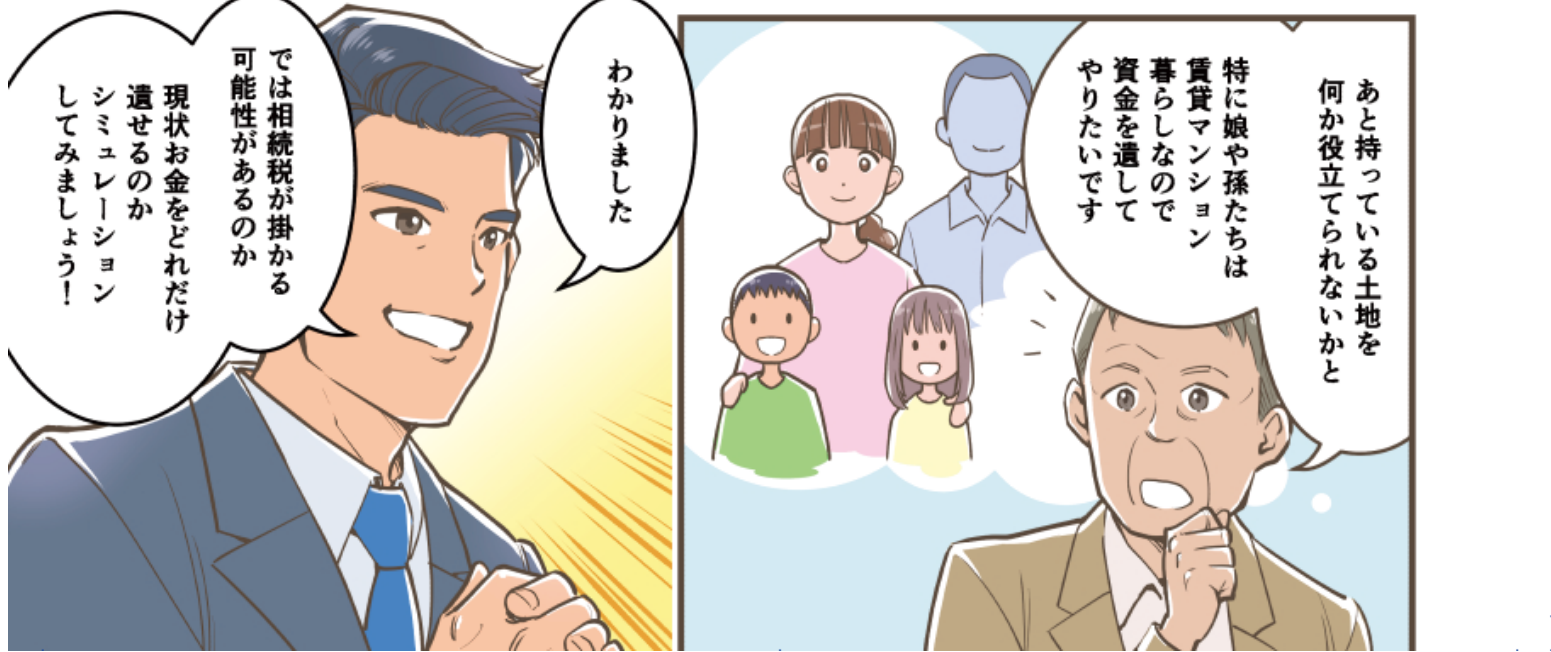
遺産相続はとにかく揉めると聞くので円満な解決を望みます

ん！…

ではもしご自身に何かあった場合残されたご家族にどうされたいですか？

いえ 正直何を書いたらいいのか…

なるほど… 安井さん 遺言書は書かれていますか？



わかりました

では相続税が掛かる可能性があるのか

現状お金をどれだけ遺せるのか シミュレーションしてみましょう！

あと持っている土地を何か役立てられないかと
特に娘や孫たちは賃貸マンション暮らしなので資金を遺してやりたいです

想定される
相続税が軽減できて
安井家にマッチする対策を
プランニングしてみると…

このような
対策が
考えられます！

対策②(土地がある場合)
アパート・マンション経営
医療・介護事業等のテナント賃貸



土地・不動産の
有効活用

対策①
生前贈与



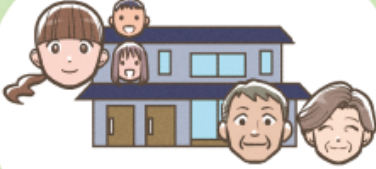
相続税の負担軽減

対策③
資産管理法人
(不動産所有法人)の設立



居住用財産取得の優遇税制
相続時の土地評価が8割引き

対策④
住宅費用の支援



二世帯住宅の建築

アパート経営!
考えたことも
なかったな…

考えても
いいかも
しれない

ご本人様はもちろん
残される方たちにも
納得していただけるよう
事前に対策が可能です

不動産の
有効活用か…

例えばそういう土地を
遊休不動産で
アパートや
マンション経営する
選択肢もあります

利用していないのに
固定資産税を
払い続けていたり
売却しづらい
先祖代々からの
土地はありますか?

そのためには
多くの書類の提出が
必要となります

妻や娘は
相続について
まるで詳しく
ないですし
適切な処理を
してしまって
後々税務調査が入って
追徴課税が発生しても
困ります

いやしかし
相続の準備をする前に
私が急死して
しまった場合
一体どうすれば…?

どうせなら
こんなに!

万が一のことが
起こった時は
ご家族にとって
心細い時期でも
あります

ご依頼いただければ
我々がしっかり
お手伝いをさせて
いただきます

それは
助かります…

まず今後の生活や
二次相続を見据えて
ご家族の皆さんが
納得できる
遺産分割方法を
ご提案します

支払う税金は
遺産分割の
内容や順番で
大きく変わります

相続税の申告書作成は
税理士が担当しますが
当事務所では
相続財産の
評価引き下げを
織り込んだ
適切な申告書を
作成しています

税務調査や
追徴課税を防ぐために
当事務所では
『書面添付制度』を
導入しています

どういう制度
なんですか？

簡単に説明をすると
税理士がきちんと
相続財産を
調査したという
証明の書類です

もし仮に
税務調査が
行われる場合
まずは税理士のみが
税務署へ行き
説明を行います

そこで解決すれば
税務調査が
ご自宅に入ることは
ありません

それは
心強い！

ただしこの制度を
利用すれば
税務調査から
逃れられるという
ことではありません

なので適切な
相続税申告書作成と
内容説明が重要になって
くるのです

よく
わかりました

私としては
納得安心と
なりました！

今度改めて
家族と相談の上
一緒にご相談に
うかがっても
よろしいですか？

もちろんです！

ご家族の
納得のいく形で
相続について
まとめて
いきましよう！

うむ！